

# － 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例  
の一部改正

公布年月日・番号 平成19年3月16日・東京都条例第65号

## 1 概要

### 1 改正理由

- (1) 石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律(平成18年法律第5号)の施行により、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)が一部改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。
- (2) 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第257号)の施行により、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)が一部改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。
- (3) 排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)の一部を改正する省令の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

### 2 改正概要

- (1) 石綿含有建築物解体等工事に関する改正 (第124条)  
石綿による健康等に係る被害の防止のための規制対象が石綿が使用されている建築物のみから石綿が使用されている工作物全てが対象となったため、石綿含有建築物解体等工事に係る届出を削り、飛散防止方法等計画に係る届出のみとする。
- (2) 建設工事等に係る遵守事項に関する改正 (第123条第2項)  
新設の施設等について石綿製品の使用が全面禁止となっ

たため、石綿を含む建設材料を使用する建築物その他の施設の工事に係る遵守事項の規定から「建設、」を削る。

(3) 工場及び指定作業場に適用する規制基準の改正（別表第7）  
公共用水域に排出される汚水の亜鉛含有量の許容限度を  
5mg/Lから2mg/Lに改める。ただし、電気めっき業等10  
業種については、省令の施行から5年間の暫定排水基準を設  
ける。

(4) 規定の整備（第161条第2号）

(1)の改正により、条例124条が第1項及び第2項のみの規  
定となるため、第161条第2号中「若しくは第3項」を削る。

## 2 施行期日

平成19年4月1日

## 3 問い合わせ先

(1)、(2)、(4)について  
環境改善部 計画課 基準担当  
直通 03-5388-3482  
内線 42-331

(3)について  
自然環境部 水環境課 河川規制担当  
直通 03-5388-3494  
内線 42-655